

○アドバンスドスカラシップ規程

平成31年3月23日

大学規程第19号

改正 令和元年12月21日大学規程第20号

令和3年3月27日大学規程第20号

令和4年2月18日大学規程第45号

(目的)

第1条 この規程は、学業等において本学学生の模範となるべき人材の育成を目的としたアドバンスドスカラシップ（以下「奨学金」という。）の給付に関する事項を定めるものである。

(給付対象者)

第2条 奨学金は、本学学生としての実績を重視するため、2セメスター以降の学生を対象とする。

(選考)

第3条 奨学生の採用は、2年生以降の学生については進級時、1年生については1セメスター成績確定後に、学長が奨学金給付希望者を公募し、大学学生委員会において学力及び人物がともに優秀で、向学心堅固な者を出願者中より選考し、所属学部教授会の議を経て、毎年度予算の範囲内で学長がこれを決定する。

2 奨学生の人数の種別による内訳は以下のとおりとする。

第1種 学部定員（4学年分）の2%を限度とした人数。

第2種 学部定員（4学年分）の3%を限度とした人数。

3 奨学生が次年度において継続して出願することは、妨げない。

(支給金額等)

第4条 奨学金は、その給付期間を1か年とし、7月又は12月に一括してこれを支給する。

奨学金の種別及び支給額は以下のとおりとする。

2～4年生

第1種 授業料（年額）の50%相当額

第2種 授業料（年額）の25%相当額

1年生

第1種 授業料（半期）の50%相当額

第2種 授業料（半期）の25%相当額

(資格取消し)

第5条 奨学生が学業の状況又は性行等により奨学生として適格性を欠いたと認められたときは、奨学生の資格を取り消す。

(取消手続)

第6条 前条による奨学生の給付の停止は、大学学生委員会に諮り審議し、所属学部教授会の議を経て学長が決定する。

(奨学金返還)

第7条 奨学金は、これを返還することを要しない。ただし、次に掲げる場合には、学長は、奨学金の返還を請求することができる。

- (1) 奨学生が奨学金を第1条に定める目的に反して用いたとき。
- (2) 奨学金受給後において、奨学生として適格性を欠いたと認められたとき。
- (3) 奨学生が退学等により本学学生でなくなったとき。

(所管)

第8条 本規程に関する所管は、学生部学生センターとする。

(併給)

第9条 本学奨学金制度及び学費減免制度との併給は認めない。ただし以下についてはこの限りではない。

- ・学修支援給付奨学金
- ・アドバンスドスカラシップ給付額と入学前に採用が決定する奨学金給付額の差額
- ・大学以外の組織が給付する奨学金

(改廃)

第10条 この規程の改廃に当たって、学長は各学部教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附 則

本規程は、平成31年4月1日から施行する。(給付奨学金の変更による改正)

附 則

この改正は、令和2年1月1日から施行する。(規程名称の変更、給付対象者の変更、給付金額等の変更、併給の変更による改正)

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。(事務組織の改編等による改正)

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。（併給文言変更）